



優先整備路線一覧（都施行〔多摩地域〕）

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
都 - 96	青梅3・4・13号線	福生3・4・4～青梅3・4・8	青梅・瑞穂	1,040

優先整備路線一覧（市町施行）

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
市町 - 70	福生3・4・26号線	富士山栗原新田字大日塚～二本木字西樽口	瑞穂	400
市町 - 71	福生3・4・26号線	福生3・3・27～福生3・4・10	瑞穂	810
市町 - 72	福生3・5・23号線	主地5～福生3・4・4	瑞穂	320

優先整備路線一覧（その他施行〔多摩地域〕）

NO.	路線名	区間	所在区	延長(m)
その他 - 16	福生3・4・21号線	福生3・4・26～青梅市境	瑞穂	1,320
その他 - 17	福生3・4・26号線	二本木字西樽口～都県境（入間市境）	瑞穂	360

凡例

- 都施行路線
- 区市町施行路線
- その他施行路線
- 自動車専用道路
- JR・私鉄

今回選定した優先整備路線以外についても、以下のような場合には、事業化に向けた検討を進め、順次事業化を図っていきます。

- 防災都市づくり推進計画に位置付けられた整備地域等の整備や、区画整理・再開発等の面的整備、団地建替え、大規模な開発などまちづくりが具体化した場合
- 周辺道路や前後区間の事業の進捗状況により、事業化する必要性が生じた場合
- 連続立体交差事業が具体化した場合
- 新たな都市計画決定（変更）を行った場合など